

令和7年8月豪雨災害で被災された方に対する支援制度について

このたびの豪雨災害で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。
今回の災害による被害について、氷川町や関係機関等では次のような生活上の支援を行います。
申込みや相談については、担当課にお問い合わせください。

【令和7年9月4日現在】

No.	種 別	支援メニュー	支 援 内 容	担 当 課
1	証 明 書	罹災証明書 (住家)	住家に係る罹災証明書を発行します。	企画財政課 0965-52-5850
2	証 明 書	被災証明書 (住家以外)	住家以外に係る被災証明書を発行します。	企画財政課 0965-52-5850
3 追加	免 除	各証明書の交付 手数料の免除	次の証明書等の交付手数料を免除します。 ・印鑑登録証の再交付 ・印鑑登録証明書の交付 ・住民票の写しの交付	町民課 0965-52-5851
4 追加	免 除	マイナンバーカード等の再交付 手数料の免除	災害によりマイナンバーカードを紛失等した場合の、再交付 手数料を免除します。	町民課 0965-52-5851
5	給 付	被災した住宅の 応急修理	災害により住居が <u>準半壊以上</u> の被害を受け、自ら修理する資力 のない世帯に対し、一定の範囲内で応急的な修理を行います。 【限度額】（1世帯あたり） 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊 739,000 円 準半壊 358,000円 ※罹災証明書の住家の被害の程度において「準半壊に至らない (一部損壊)」の方は対象となりません。	建設下水道課 0965-52-5862
6	貸 与	賃貸型応急住宅 (みなし仮設住宅)の供与	災害により住居が <u>半壊以上</u> の被害を受け、自らの資力では住 居が確保できない方に対して熊本県が民間賃貸住宅を借り 上げ家賃無償で提供します。 ※入居人数により家賃に上限があります。 ※光熱水費等は入居者負担です。 ※罹災証明書の住家の被害の程度において「準半壊に至らない (一部損壊)」の方は対象となりません。	建設下水道課 0965-52-5862
7	貸 付	災害援護資金の 貸付	世帯主の負傷または住家・家財に被害があった方に対して 災害援護資金を貸付けます。 ※罹災証明書の住家の被害の程度において「準半壊に至らない (一部損壊)」の方は対象となりません。 ※申請受付に向け調整中です。もうしばらくお待ちください。 町ホームページ等でお知らせします。	福祉課 0965-52-5852
8 追加	生活支援	被災者生活再建 支援金	災害により住宅が全壊するなどの著しい被害を受けた方 に対して、生活再建のための支援金を支給します。	福祉課 0965-52-5852
9	減 免	下水道使用料の 減免	災害により住居が全壊・半壊・損壊等の被害を受けた方 に対し、下水道使用料を減免します。	建設下水道課 0965-52-5862
10	減 免	上水道使用料の 減免	罹災証明書の交付を受けた方を対象に、上水道使用料を減 免します。	八代生活環境事務組合 0965-62-2049
11	消 毒	浸水被害を受け た家屋の消毒	浸水被害を受けた家屋の床下等消毒を行います。	町民課(健康センター) 0965-52-7154
12	片 付 け	災害ボランティア の派遣	住宅への浸水被害を受けた方を対象に、敷地内や住居内の汚 泥の除去や住宅の後片付けなどをボランティアがお手伝いし ます。	氷川町災害ボランティアセンター (氷川町社会福祉協議会) 080-8389-9670 080-8389-9499

13	災害ごみ	災害ごみ仮置場 開設	大雨に伴い発生した災害ごみの仮置場を設置しています。 場所: 竜北グラウンド駐車場	町民課 0965-52-5851
----	------	---------------	--	---------------------

＊この支援制度は、令和7年9月4日時点のもので、今後も随時更新等がある場合は町ホームページなどでお知らせします。

＊9月4日更新: No. 3、No. 4、No. 8を追加しました。